令和 2 年度 相模原市内部統制評価報告書

相模原市長本村賢太郎は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

相模原市内部統制基本方針に基づき、本市行政の信頼性及び透明性の確保を図ることを目的とし、全庁的な内部統制体制を整備するとともに、業務レベルにおいて財務に関する事務のリスクの分析及び評価とこれに基づくリスク対策を実施しています。

なお、内部統制は、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、 内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクによる 不備を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

令和2年4月1日から令和3年3月31日までを評価対象期間とし、令和3年3月31日を評価基準日として、地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に示された評価項目及び手続に基づき、評価を実施しました。

3 評価結果

評価を実施したところ、業務レベルにおいて運用上の重大な不備を把握したため、本市内部統制は評価対象期間において一部有効に運用されていなかったものと判断しました。

重大な不備

a 整備上の重大な不備

ガイドラインにより示された評価の基本的な考え方及び評価項目に照ら し、著しく不適切な状況となっている不備をいう。

b 運用上の重大な不備

過去5年間に複数回発生している不備(調定金額の誤り、支払遅延、入札・ 見積合せの中止)の再発事案であって、経済的・社会的影響が大きい不備又 は再発か否かにかかわらず、経済的・社会的影響が著しく大きい不備をいう。

(1)全庁的な内部統制

全庁的な内部統制に整備上及び運用上の不備は認められませんでした。

(2)業務レベルの内部統制

ア 内部統制活動管理シートによる取組

(ア)運用上の不備

各局区等からの報告により、32件の不備を把握しました。

(イ)重大な不備

把握した運用上の不備のうち、「国民健康保険診療所医薬品等購入代金の支払遅延及び不適切な会計処理」を重大な不備と判断しました。

当該事案は、医薬品等の購入費用について複数者に対し支払が遅延していたもので、3箇年にわたり継続的に発生しており、相手方に大きな経済的損失を与えるとともに、市の信頼を著しく損なったものです。また、複数年にわたる支払遅延を組織として認知できなかったことは、内部統制上、大きな問題であり、重大な不備であると判断したものです。

(ウ)不備の是正に関する事項

把握した32件の運用上の不備については、全て事案担当課において是正しており、また再発防止策を講じています。

重大な不備への対応については、事案担当課において、速やかに支払を 行うとともに原因調査を行い、これに基づき対策を講じ、再発防止の徹底 を図りました。また、コンプライアンス推進課において、支払状況に関し 同様の事案がないか緊急事務点検の実施を全庁に指示するとともに、支払 遅延に関するリスク対策の徹底について注意喚起を行いました。

イ 制度所管課による日常的モニタリング

会計課及び下水道経営課による会計事務、管財課による財産管理事務の審査等により、必要に応じて各所属に対して是正指示を行い、不備の発生の未然防止に取り組みました。

また、各所属の内部統制活動に資するよう、日常的モニタリングの集計結果及び是正事項の傾向等について、周知しました。主な結果は、次のとおりです。

(ア)支出伝票等の審査

審査対象伝票総件数(a)	是正伝票件数(b)	是正割合(b/a)
160,835件	5 , 2 8 2 件	3 . 2 8 %

備考 会計課及び下水道経営課による審査結果の合計

(イ)財産管理事務における確認

確認対象文書総件数(a)	是正文書件数(b)	是正割合(b/a)
1,168件	267件	22.86%

ウ 制度所管課による独立的評価

会計課及び契約課において実施する出納事務等に係る各種検査により、出納事務等の結果を確認するとともに、必要に応じて各所属に対して是正指示を行い、事務の適正化に取り組みました。

また、各所属の内部統制活動に資するよう、検査結果について、周知しました。主な結果は、次のとおりです。

(ア)現金出納員及び現金取扱員の取り扱う出納事務に係る検査

内容	対象	指摘事項
書面検査	1 6 9 課・機関等	なし
詳細書面検査	2 1 課・機関等	4課・機関等

(イ)前渡金管理者の取り扱う出納事務に係る検査

対象	指摘事項
18課・機関	なし

(ウ)物品出納員及び物品取扱員の取り扱う出納事務に係る検査

対象	指摘事項
1 7 課・機関	3 課・機関

(エ)物品管理者の取り扱う事務に係る検査

対象	再検査
2 4 課・機関	なし

令和3年5月31日 相模原市長 本村 賢太郎